

岐阜女子大学の学生・保護者のみなさまへ

令和2年度の授業について（お知らせ）

岐阜女子大学長 松川禮子

本学は、岐阜県が「特定警戒都道府県」であったことを受け、5月31日まで学内閉鎖を延長し、遠隔授業を進めてまいりました。現在の岐阜県の感染拡大状況は落ち着いており、5月14日には政府により岐阜県を含む全国39県に対し「緊急事態宣言」解除されました。しかし、新型コロナウイルス感染症は収束したわけではなく、岐阜県は依然として県境を越えての移動については自粛を求めています。

本学は、文部科学省の対処方針や岐阜県の要請を踏まえつつ、感染拡大の防止に万全を期し6月1日（月）から段階的に学校教育活動を再開することを決定しましたので、お知らせいたします。

1 対面授業の開始時期等

1) 第1段階（6月1日～14日）

・遠隔授業と一部対面授業も開始

なお、「3密」対策のため一部の科目の授業科目については、時間割と教室等を変更します。

※対面授業の授業科目及び方法等については、授業の担当教員よりサイボウズにて皆様に周知いたします。

2) 第2段階（6月15日～）

・対面授業を開始（一部遠隔授業も併用）

なお、対面授業開始後も、感染症予防のために通学や学内での受講に不安を抱く学生に対し、必要に応じ個別に遠隔授業でも対応いたします。

3) 学生食堂・購買については、学内閉鎖の解除後も当面営業を中止します。6月15日の時点で再開について検討します。その間、学生の皆様にはご迷惑をおかけしますが、昼食等を持参、あるいは近隣のコンビニ等で購入するようお願いいたします。

2 学年歴等

本学は新型コロナウイルス対策として、早期から遠隔授業により対応しておりますので、新型コロナウイルスの影響による学年歴の変更はいたしません。ただし、必要に応じ夏季休業日に実習等の遠隔授業が困難な授業科目について集中講義等を計画する予定です。

3 学生の学内立ち入り等

- ・ 学内閉鎖期間中に以下の理由により学内立ち入りが必要な場合は、教職員の許可を受けるとともに、必ずマスク着用し、手指の消毒など感染予防措置を徹底してください。
 - 1) 就職相談、授業履修相談
 - 2) その他、教職員が学内立ち入りの必要性を認めたもの
- ・ 課外活動は、当面、禁止します。

4 その他

- ・ 必ず「新型コロナウイルスに関するガイドライン」を遵守してください。

特に、体調管理の実施、マスクの着用、手指消毒の実施、3密の回避については必ず守ってください。

なお、県外居住者で県境を越えての移動が必要な学生は、明日から体調管理（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、発熱等）の記録を必ず残してください。提出していただく場合があります。
- ・ 図書館の本の貸し出しについては、6月1日（月）から開始いたします。